

いじめ防止基本方針

紀の川市立粉河中学校

令和 2 年 4 月 1 日作成

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えると同時に、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

法第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知

＊「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

＊「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

＊外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうか判断する。

＊インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないとみえない。」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害者・被害者と言う二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者へのい

じめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（以下 SNS という。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

（２）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

（暴力を伴うもの）

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

（暴力を伴わないもの）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・金品をたかられる。
- ・金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめ防止等の学校の取組

（１）いじめ防止等の対策のための組織

ア いじめ防止等に組織的に対応するために、校内いじめ問題対策委員会を設置する。

イ 校内いじめ問題対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導 養護教諭

ウ 校内いじめ問題対策委員会は、次のような役割を担う。

（ア）学校基本方針が、本校の実情に見合っているか検討

（イ）いじめの相談・通報の窓口

（ウ）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録・共有

（エ）いじめの疑いのある情報があったとき、緊急会議を開いて、次の対応を組織的に進める中核となる。

- ①いじめの情報の迅速な共有
- ②関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- ③指導や支援の体制・対応方針の決定
- ④保護者との連携

(2) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

特に、全ての生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度等、より良い人間関係を構築する能力を養う。

(ア) いじめについての共通理解

- ・ 教職員はいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、共通理解を図る。
- ・ 生徒に対しては、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動や社会体験の機会を設け、人間関係を構築する能力や社会性を育む。

(ウ) 指導上の具体的な方策

- ・ 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いを心がける。
- ・ 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、指導に当たる。
- ・ インターネットの利用のマナーやモラルについて授業だけでなく外部の専門家を招き、学習させる。

(エ) 自己有用感や自己肯定感を育む具体的な方策

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ・ 家庭や地域の人々と積極的に連携・協力を求めていく。
- ・ 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(オ) 生徒自らがいじめについて学ぶ具体的な方策

- ・ 生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで言ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ばせる。

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(ア) いじめの早期発見のための具体的な方策

- ・ 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施。
- ・ いじめの実態把握に取り組む。
 - 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
 - 個人ノートや生活ノート等を活用する。
 - 個人面談や家庭訪問の機会を活用する
- ・ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・ 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・ いじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有する。

(4) いじめの早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、次のア～エに留意して、速やかに組織的に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発防止をするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期発見を図るため、事実確認が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

(5) 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切な援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイザに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

また、パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(7) その他の留意事項

(ア) 組織的な指導體制

- ・ いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要。
- ・ 組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・ 心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することができるよう連携を図る。

(イ) 校内研修の充実

- ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(ウ) 校務の効率化

- ・ 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(エ) 地域や家庭との連携について

- ・ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

- (ア) いじめにより、在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められとき。

(イ) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

* 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品に重大な被害を負った場合
- ・ 精神の疾患を発症した場合

* 「相当の期間」とは

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間、連続で欠席してる場合

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

(ア) いじめ事案・重大事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

(イ) いじめ問題対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査を行う。

(ウ) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒の保護者に説明するなどの措置を行う。

(エ) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。